

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	大阪市 障がい福祉サービス等事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、障がい福祉サービス等事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

障がい福祉サービス等事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成29年3月31日

項目一覧

基本情報
特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
リスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添2) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	障がい福祉サービス等事務
事務の内容	<p><総合福祉システム> 障害者総合支援法に基づき、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付を行う事務。 障がい福祉サービスの利用を希望する市民からの申請を受け付け、当該者の障がい支援区分・障がいの種類及び程度・介護を行う者の状況などを総合的に勘案し、その費用を介護給付費等として給付することの要否・支給決定の有効期間及び障がい福祉サービスの支給量の決定を行う。 また、障がい福祉サービスの支給決定内容と利用者の収入状況等に応じて、利用者負担上限月額の設定や補足給付費の支給決定等、利用者の負担軽減措置のための決定を行う。</p> <p>具体的には、 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理及び支給 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理及び支給 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理及び支給 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理及び支給 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理及び支給 他の法令による給付との調整 等の事務を行う。</p> <p><中間サーバ> 障がい福祉サービス等事務では番号法第19条第7号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
対象人数	<p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
システムの名称	総合福祉システム
システムの機能	<p>1. 支給決定機能 ・障がい福祉サービス等給付費にかかる支給申請の受付、相談、申請受理情報を管理する。 ・受給者の状況(居住地、年齢、性別、本籍、資産、収入等)の情報を管理する。 ・受給者の障がい福祉サービス等給付費の支給決定に係る障がい支援区分認定の調査依頼・認定審査会の結果等の入力及び進捗管理を行う。 ・受給者の状況に応じて、相談支援給付費の支給決定を行う。 ・受給者の申請内容、区分認定等を基に、障がい福祉サービス等給付費の支給決定を行う。 ・受給者及びその世帯の収入状況を確認し、利用者負担上限月額を設定する。 ・決定通知書及び受給者証を発行する。</p> <p>2. 施設斡旋調整機能 ・施設入所予定者を登録し、事業者への依頼書を出力する。</p> <p>3. 給付実績管理機能 ・受給者の給付実績情報の管理を行う。</p> <p>4. 高額障がい福祉サービス等給付費管理機能 ・高額障がい福祉サービス等給付費の申請受付、給付状況の管理を行う。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

システム2

システムの名称	統合基盤システム
システムの機能	<p>1. 統合利用番号付番機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。付番した団体内統合利用番号を業務システム、中間サーバへ連携する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバ連携機能 中間サーバからの要求に基づき、団体内統合利用番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。</p> <p>5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。</p> <p>6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (中間サーバ、連携するシステム全て)</p>

システム3

システムの名称	中間サーバ
システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合利用番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された件減に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉サービス等事務情報ファイル	
4. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第84の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二 第16、26、56-2、57、87、116の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二 第108、109、110の項
6. 評価実施機関における担当部署	
部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課
所属長	福祉局長 諫山 保次郎
7. 他の評価実施機関	
なし	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉サービス等事務情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	障がい福祉サービス等給付費の受給者、過去の受給者の一部及び受給相談者の一部(支給決定に至らなかった者)、その同居親族、同居していない扶養義務者等
その必要性	障がい福祉サービス等給付は、公平・公正な支給決定及び適切な給付の実施を目的としているため、現に受給している者の他に、過去に受給していた者、及び受給に至らなかったが相談に来た者(受給しようとする者)を保有している。また、給付に伴う自己負担上限額を設定する上で、住民基本台帳上の同一世帯の所得を確認する必要があるため、その世帯構成員として、氏名、住所等の情報を保有している。
記録される項目	[100項目以上] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先情報 本人へ連絡する必要があるため 出生、死亡、転出など世帯状況の変更を確認するために保有 ・地方税関係情報: 本人の収入や資産の状況を把握し、利用者負担上限月額を設定するために保有 ・障がい者福祉関係情報: 本評価書が対象とする事務として、本来扱うべき情報として保有 ・社会福祉関係情報: 他の関係サービスの受給状況を把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年12月7日
事務担当部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局生活福祉部) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用目的	障がい福祉サービス等給付費の支給認定事務、給付事務	
使用の主体	使用部署	福祉局障がい者施策部障がい支援課、各区保健福祉センター、地域福祉課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">< 選択肢 > <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法	<p>< 総合福祉システムに関わるもの ></p> <p>支給決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等給付費の支給決定、却下、取消し、変更、更新に関する事務 ・障がい福祉サービス等給付費受給者証の交付に関する事務 ・自己負担上限月額の設定に関する事務 <p>給付にかかる事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障がい福祉サービス事業者からの給付費請求に関する審査事務 <p>< 統合基盤システムに関わるもの ></p> <p>個人番号を突合することにより団体内統合宛名番号を取得する。</p> <p>(1) 他法資格要件と届出情報を突合して、他法用件を確認し、支給認定の用件情報を収集する。【上記】</p> <p>(2) 地方税関係情報と利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯の総収入額を確認し、自己負担上限月額の要件情報を収集する。【上記】</p> <p>(3) 受給者基本台帳(支給決定内容含む)と給付費等明細書の記載内容を突合し、給付費の適正請求の要件情報を収集する【上記】</p>	
情報の突合		
使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
システム保守・運用業務		
委託内容	総合福祉システムの定常的な運用業務及びメンテナンス等の保守業務	
委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	
再委託	再委託の有無	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合には、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する
	再委託事項	・システム改修等における設計・製造・試験の一部業務 ・保守業務および運用支援業務における一部作業
委託事項2～5		
委託事項2		
オペレーション業務委託		
委託内容	各種処理の実行監視や帳票印刷	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
委託先名	アクセンチュア株式会社	
再委託	再委託の有無	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守
委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	再委託の有無	[再委託する] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務
委託事項4		バックアップ用媒体の運搬および保守業務委託
委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ロッカーに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ロッカーを配送する。
委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先名		阪神不動産(株)
再委託	再委託の有無	[再委託しない] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている (6) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16の項
提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	障がい福祉サービス等給付費の支給決定状況
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で児童福祉法による療育の給付等の申請を行った者及び関係者のうち、本市で障がい福祉サービス等給付費の支給決定を受けている者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	他市での届出時点等
提供先2	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第26の項
提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	要保護者及び被保護者であった者の障がい福祉サービス等給付費の支給決定状況
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	他市で生活保護を受給している者等のうち、本市で障害福祉サービス等給付費の支給決定を受けている者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	申請受理時点、受給中等

提供先3	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第56-2の項
提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	他市で被災者となった者の障がい福祉サービス等給付費の支給決定状況
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	被災者のうち、本市で障がい福祉サービス等給付費の支給決定を受けている者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	事由発生時等
提供先4	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第57の項
提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	児童扶養手当の支給対象者及び関係者の施設入所状況
提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	本市における児童福祉法に基づく障がい児入所支援・措置並びに障害者総合支援法に基づく療養介護・施設入所支援の支給決定者において、施設入所している者
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	他市での届出時点等

提供先5	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第87の項
提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	要支援者及び被支援者であった者の障がい福祉サービス等給付費の支給決定状況
提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	平成20年4月1日以前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で障がい福祉サービス等給付費を受給している者
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
時期・頻度	他市での届出時点等
提供先6	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第116の項
提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	支給認定子どもの世帯の障がい福祉サービス等給付費の支給決定状況
提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	子どものための教育・保育給付対象者及び関係者のうち、本市で障がい福祉サービス等給付費の支給決定を受けている者
提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
時期・頻度	他市での届出時点等

移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	<p>1. 特定個人情報の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報はシステム用ファイルとして総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバ内に格納している。 ・バックアップデータを記録したCD等の外部記憶媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。 <p>2. 保管場所の状況</p> <p>サーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉システム及び統合基盤システムのサーバは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に関しカメラを設置する中央情報処理センター内の情報システム室に設置している。 ・中央情報処理センターは入退館時にID及び生体認証装置による認証を行っており、情報システム室はICカードと暗証番号により入室制限を行っている。 <p>外部記憶媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室については、上記に同じ。 ・遠隔地保管については、専門業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。 <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 統合基盤システム >

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動事由、10.識別項目、11.識別項目2、13.識別項目3、14.登録日時、15.更新日時

< 中間サーバー >

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

< 総合福祉システム >

「別紙 特定個人情報ファイル記録項目」に記載。

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
障がい福祉サービス等事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手防止措置】 (本人からの情報入手) ・本人が書面を提出する際に、本人が本人(世帯員含む。以降、同様の定義とする)以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・障がい福祉サービス等事務に係る各種申請に関し、各種健康保険証、個人番号カード、通知カードと運転免許証や住民票の写し、身体障がい者手帳等で申請者の本人確認を行う。</p> <p>(他部署からの情報入手) ・情報入手の際、個人番号により基本情報を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p> <p>【必要な情報以外の入手防止措置】 (本人からの情報入手) ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p>(他部署からの情報入手) ・情報入手の際、個人番号により基本情報を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【リスク】 不適切な方法で特定個人情報の入手が行われるリスク</p> <p>【リスクに対する措置】 <本人からの情報入手> ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することとしている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。 <他部署からの情報入手> ・事務を行う上で従事者からの総合福祉システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><宛名システム等における措置> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から総合福祉システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に係る事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。</p> <p><事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容> ・総合福祉システムを使用するための端末は、他のシステムも起動できるが、障がい福祉サービス等事務を担当する職員が使用ができるのは、総合福祉システムのみに限られている。したがって、総合福祉システムファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 ・総合福祉システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた情報のみを登録・変更できる仕組みとする。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><総合福祉システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 総合福祉システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ネットワークユーザーIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p><統合基盤システムに関わる措置></p> <p>統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザーIDを付与し、ユーザーIDとパスワードによる認証を行う。パスワードは定期的および随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。</p> <p>[なりすまし防止策]</p> <p>従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザーID、パスワードを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ID、パスワードは第三者に知られないように管理する パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする パスワードは定期的に変更する 端末等のパスワードの記憶機能を利用しない パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する 使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>[リスク]</p> <p>悪意を持った担当者が事務外で特定個人情報を使用する。</p> <p>[リスクに対する措置]</p> <p>特定個人情報の取り扱いに係る研修を実施するとともに、職務違反措置の他、正当な理由のない提供、不正な利益目的による提供・窃盗、職務上知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき等の番号法における罰則の強化について、周知徹底し、けん制機能を働かせる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない ・個人情報等の授受、搬送、保管、廃棄等について、管理責任者を定める。 ・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。 ・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止 ・個人情報等の外部への持ち出し禁止 ・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く) ・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能 ・一括再委託等の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている ・情報セキュリティ確認書()により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている <p>()委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。</p>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託先事業所内に試験データ等の持ち出しを行う場合、個人情報は全てマスキングを行い、大阪市事業所以外での特定個人情報ファイルの取扱いは一切発生させない		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>[提供] ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない</p> <p>[移転] 移転なし</p>	
その他の措置の内容	USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><総合福祉システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を受領することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>中間サーバの職員認証・権利管理機能(3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能 (2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><総合福祉システムの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバに保有されている情報のみが連携されるようになっており、総合福祉システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。中間サーバに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバの運用における措置> 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の抵抗の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の外に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 >
 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

< 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 >
 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
 中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
 中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[リスク]
 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク
 [リスクに対する措置]
 < 総合福祉システムにおける措置 >
 ・データについては、最新化した状態で保管する。
 ・住民の情報については、住民基本台帳システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。
 < 統合基盤システムにおける措置 >
 ・統合宛名に係る住民の4情報については、住民基本台帳システムから情報を取得し、最新の状態を維持する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] < 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>< 総合福祉システムにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者(情報セキュリティ責任者)に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。 ・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。 ・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、機密保護等の誓約書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対してプライバシーマーク等の取得要件に定められている、「個人情報に関する取扱いや法令等の遵守」について、教育(研修等)を実施させている。 ・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。 <p>< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、セキュリティ運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p>< 中間サーバ・プラットフォーム ></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
法令による特別の手続	
個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話:06-6208-8073 ファックス:06-6202-6962
対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	平成28年10月1日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
方法	
実施日・期間	
主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
実施日	
方法	
結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16、26、56-2、57、87、108、109、110、116の項	1. 情報提供 番号法第19条第7号 別表第二第16、26、56-2、57、87、116の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二第108、109、110の項	事後	
平成29年3月31日	基本情報 6.評価実施機関における担当部署 所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長 諫山 保次郎	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 委託先名	株式会社日立システムズ	アクセントチャ株式会社	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 委託先における取扱者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先1 提供先における用途	児童福祉法による療育の給付決定、負担能力の認定又は費用の徴収、保育料の決定、負担能力の認定又は費用の徴収、助産施設における助産の実施の決定、負担能力の認定又は費用の徴収	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先2 提供先における用途	生活保護法による要保護者及び被保護者であった者の資産、収入に関する調査	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先3 提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先4 提供先における用途	児童扶養手当の支給に関する事務	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先5 提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定又は実施、支援給付に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年3月31日	特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 提供先6 提供先における用途	子ども・子育て支援法によるこどものための教育・保育給付に係る支給決定(利用者負担区分の決定等)	子ども・子育て支援法によるこどものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年3月31日	評価実施手続 1.基礎項目評価 実施日	平成27年10月1日	平成28年10月1日	事後	